

能であること。また、幼稚園については、②及び③とともに、10日程度を想定していること。

イ ②の教育センター等における研修は、既存の研修を活用することや、一部を課業期間中に実施することも考えられること。また、研修を実施する場所についても、教育センター以外も考えられること。

ウ 任命権者において、特に、教育センターや学校内においては実施できないような専門的な内容の研修を受講させることが適切であると判断した場合等には、大学、大学院等の授業参加を研修と位置付けることや、民間組織等が開設する研修コース等を活用することも考えられること。

(3) 文部科学省として、10年経験者研修の具体的な内容及び方法については下記のものを想定していること。

① 長期休業期間等における研修

ア 教科指導、生徒指導等に関する研修

指導力に優れた教諭等や指導主事を講師として、少人数形式による模擬授業や教材研究、ケーススタディー等を通じた研修を実施

なお、この中には、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に関する研修も含まれること。

イ 適性に応じた得意分野づくり等の選択研修

社会体験研修、情報教育や環境教育、カウンセリング、学習障害、特殊教育等について専門的な研修を実施

② 課業期間における研修

基本的に、学校内において、校長の下、実際の授業実践を通じた授業研究や教材研究、特定課題研究等を通じた研修を実施

なお、①及び②以外にも、学校評価、情報提供や学校運営等の喫緊の課題に関する研修も想定していること。

(4) (2)及び(3)については、別紙1及び2を参照されたいこと。なお、文部科学省としては、10年経験者研修の実施期間としては、1年以内を想定していること。

3 評価及び研修計画書の作成等

(1) 科学省としては、評価及び研修計画書の作成の概要として、下記のものを想定していること。各任命権者においては、これを参考にして、各々の実情に応じて、様々な創意工夫を凝らし、有意義な10年経験者研修を実施する上で必要かつ適切な評価及び研修計画書の作成をしていただきたいこと。

① 各任命権者において、教育センター等において実施する10年経験者研修の内容等を踏まえつつ、10年経験者研修を受ける教諭等の能力、適性等について評価を行うための評価基準を作成する。

② 校長は、①の評価基準に基づいて、教頭や教務主任等を活用すること等により、評価案及び研修計画書案の作成を行い、教育委員会に提出する。

この際、指導主事等も、校長による評価案及び研修計画書案の作成に協力することが望ましい。

(3) 教育委員会は、校長より提出された評価案及び研修計画書案について、必要な調整を行い、決定する。

(4) 校長が、対象となる教諭等に対し、研修計画書に基づき、10年経験者研修を受けるよう職務上の命令を発する。

なお、県費負担教職員については、評価及び研修計画書の作成は、都道府県教育委員会ではなく、市町村教育委員会が行うものであること（法第20条の3第2項及び法第20条の2第2項参照）。また、評価基準については、文部科学省として想定している例を追って送付することとしており、各任命権者においては、これを参考としつつ各自の事情に応じて様々な創意工夫を凝らしていただきたいこと。

(3) 評価や研修計画書の作成に当たり、教諭等自身に自己評価を行わせ、それを聴取することや、教諭等の意見や希望を参考として聴取することは、教諭等自身に自らの課題や適性、得意分野等を再確認させ、研修意欲を喚起するとともに、研修内容をより適切なものとするうえで、望ましいと考えていること。

ただし、評価や研修計画の作成は、任命権者の権限と責任において行うべきものであり、本人の自己評価や意見等をそのまま評価や研修計画に反映させることは不適切であること。

(4) 決定した評価や研修計画については、教諭等自身が、自らの課題を明確に認識して研修に取り組むことが望ましいことから、必要に応じて教諭等に示して説明することも考えられること。

(5) 10年経験者研修終了後も、引き続き10年経験者研修を受けた教諭等の資質の向上を図っていくため、研修終了時に、再度、評価を行い、その結果を、当該教諭等に対する今後の指導や研修に活用していくことが望ましいこと。また、この評価の結果についても、必要に応じて教諭等に示して説明することも考えられるうこと。

なお、10年経験者研修終了時における評価は、上記の趣旨から行われるものであり、その評価結果が直ちに勤務評定につながるものではないこと。

4 その他

(1) 10年経験者研修を実施するに当たって、各任命権者及び校長は、授業等の校務に支障がないよう、また、研修の時間を十分に取ることができるよう、人事異動や各学校における校務分掌等において十分に配慮を行うこと。

(2) 各任命権者においては、10年経験者研修が、十分に効果をあげ得るよう、10年経験者研修に関する計画の策定や、その評価に当たっては、校長会等の関係者等と連携し、教員のニーズや学校現場の意見を反映させることができること。

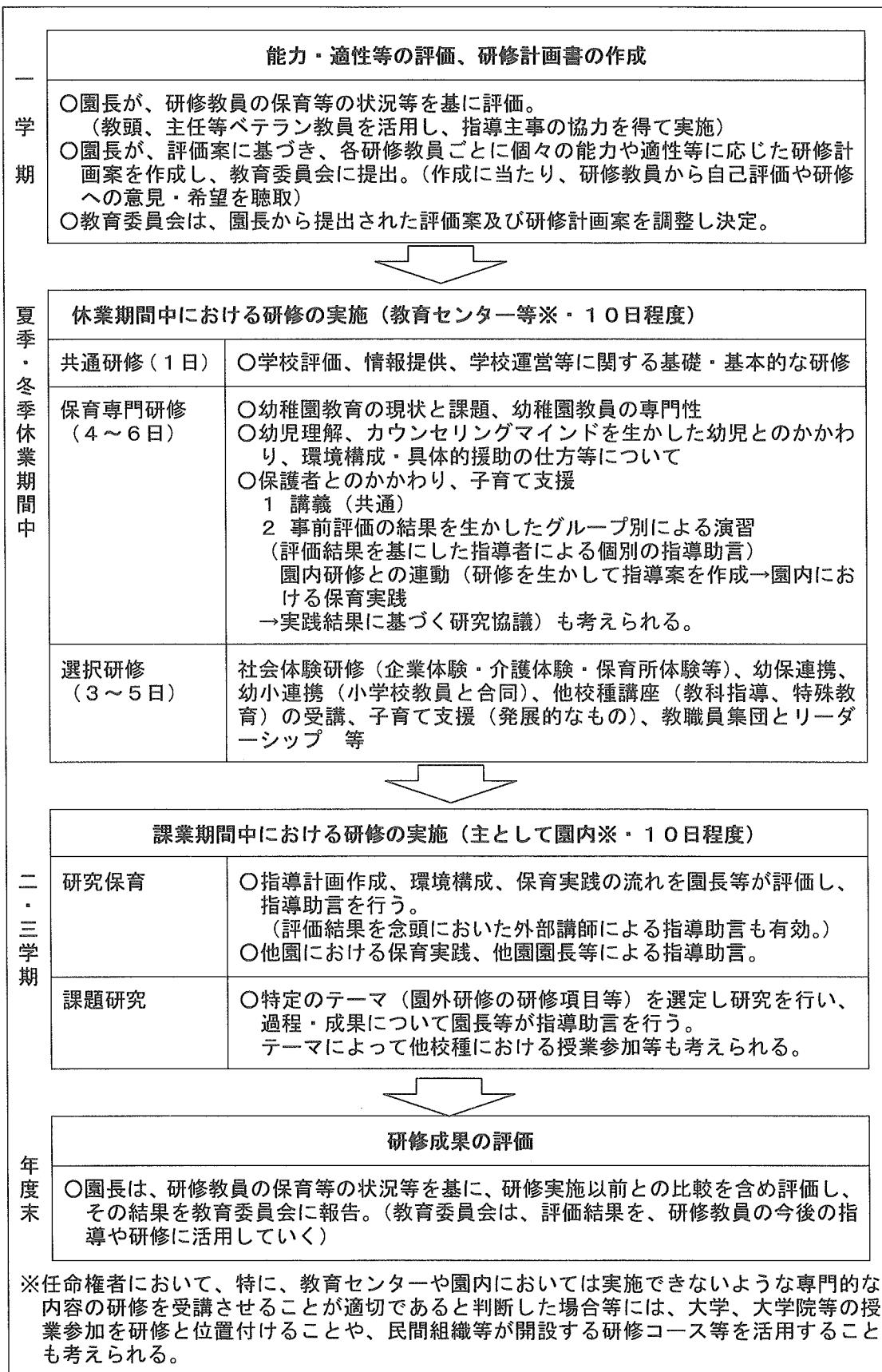
(3) 10年経験者研修終了時における当該研修を受けた教諭等についての成果や当該教諭等を対象としたアンケート調査等を活用すること等によって、10年経験者研修の内容等を改善していくことが望ましいこと。

(4) 各任命権者においては、10年経験者研修の実施にあたって、現在実施している研修の精選や見直しを積極的に行っていただきたいこと。

- (5) これからの学校教育においては、様々な得意分野や専門分野を持った教職員が連携協力して教育効果等を高めることが必要とされていることから、養護教諭、学校事務職員、学校栄養職員等についても、これらの専門性を高め、学校運営への積極的な参加を促す観点から、研修内容の見直しや充実に努めること。
- (6) 職務上の命令による研修だけでなく、教員が自ら行う自主研修も大事であることから、各任命権者においては、自主研修について、場の提供や情報の提供等、奨励や支援に努めること。
- (7) 私立学校において「10年経験者研修」を行う際に、個々の私立学校では対応が難しいものについて、例えば、教育センター等における10年経験者研修に私立学校の教諭等の参加を認めるなど、各任命権者においては、適宜その実施に協力することについて検討していただきたいこと。
- (8) 法第20条の3第1項に規定する在職期間の計算方法、10年経験者研修を実施する期間、10年経験者研修の対象から除く者については、追って政令で定めることとしていること。

※別紙1「10年経験者研修イメージ案（中学校・高校）」については記載しない。

【資料5】事務次官通知の別紙2「10年経験者研修イメージ案（幼稚園）」



【資料6】10年経験者研修に係る評価項目等の参考例について

10年経験者研修に係る評価項目等の参考例について

平成14年10月17日付け 14初教職第18号

各都道府県教育委員会・各指定都市教育委員会・各中核市教育委員会

附属学校を置く各国立大学長・国立久里浜養護学校長あて

標記について、「教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について」(平成14年8月8日付14文科初第575号文部科学事務次官通知)(以下「通知」という。)において、追って送付することとしておりました10年経験者研修に係る評価基準として文部科学省が想定している例を送付します。

記

1 10年経験者研修に係る評価項目等の参考例について

これまでも、各任命権者においては、教諭等の学習指導や生徒指導等に関する指導力の向上を図るため、研修や指導等を行うに当たり、教諭等のこれらに関する能力や適性等について様々な形で評価が行われてきたものと考えている。

今回、新たに設けた10年経験者研修も、教諭等の教科指導や生徒指導等に関する指導力の向上を趣旨としており、各任命権者においては、これまでの評価に関する経験等を基に、この「10年経験者研修に係る評価項目等の参考例について」を参考としつつ、各々が実施する10年経験者研修の具体的な内容・方法等を踏まえて、それぞれ創意工夫を凝らして評価を行い、10年経験者研修の円滑な実施に努めていただきたい。

2 別紙1及び別紙2の「評価項目等の参考例」について

10年経験者研修は、通知においても示したとおり、教諭等一人一人の専門性の向上や得意分野を伸ばすなど、教諭等のニーズに応じて実施されることを想定していることから、学習指導や学級経営等に関する評価項目を設けて評価を行うとともに、適性や研修履歴等の経験等についても評価を行うことを想定しており、これら全体をまとめて示したもののが別紙1及び別紙2の「評価項目等の参考例」である。

これらの「評価項目等の参考例」は、通知の別紙1「10年経験者研修のイメージ案(中学校・高等学校)」及び別紙2「10年経験者研修のイメージ案(幼稚園)」において示している10年経験者研修の内容・方法等を想定して作成したものであるため、中学校及び幼稚園の教諭等を対象としており、他の学校種に係る評価項目については、これらを参考としつつ、各任命権者において、各学校種の特性等も踏まえ、様々な創意工夫を凝らして作成していただきたい。

※別紙1 「10年経験者研修に係る評価項目等の参考例（中学校・高等学校について）は記載しない。

別紙2 評価項目等の参考例について（幼稚園）

I 評価項目について

以下の丸数字は、評価に当たっての考慮事項の例であり、これら以外の事項もあり得るものである。

1 幼児の指導に関する評価項目

(1) 計画

(評価に当たっての考慮次項の例)

- ①園の教育課程の具体的実施計画として、長期、短期の指導計画を構造的に作成している
- ②個々の幼児の理解と発達状況に対応した指導計画を作成している
- ③日々の保育の記録をとり、自ら検討するとともに教員間で話し合い、次の指導計画に生かしている
- ④チーム保育の場合に、互いの考えを十分に理解し合い指導計画を作成している

(2) 環境の設定

(評価に当たっての考慮次項の例)

- ①幼児の自発的な活動を引き出し、ねらいを達成できる用具、材料を適切に準備し配置している
- ②他学級との関係、自然環境、地域の特徴なども生かす保育の場の設定をしている
- ③季節、一日の流れなどの時間的要因も環境として捉えて、保育に生かすよう配慮している
- ④幼児の実際の活動に合わせ、的確に環境を再構成できる

(3) 保育の方法・展開

(評価に当たっての考慮次項の例)

- ①個々の幼児の特性を理解し、担当の幼児同士の関係を的確に把握している
- ②温かい態度で受けとめることによって、幼児の緊張、不安をうまく解消している
- ③個々に応じた働きかけにより、信頼関係を早期に築くことができる
- ④幼児と共に活動することを心から楽しむことができる
- ⑤幼児と共に感し、満足感や心の安定を与えていている
- ⑥活動の中で、善悪の判断、思いやりの気持ちなどを、適切な言葉と行動で示している
- ⑦個々に応じた適切な援助を行っている

2 学級経営その他に関する評価項目

(1) 学級経営

(評価に当たっての考慮次項の例)

- ①個々の幼児を学級の一員として大切にすることにより、幼児同士もお互いを大切にする学級になっている

- ②施設設備の安全管理、幼児への安全指導が万全である
- (2) 保護者への対応
(評価に当たっての考慮次項の例)
- ①家庭との連携が緊密で、個々の幼児について入園前や、家庭での生活の様子も把握し保育に生かしている
 - ②保護者と話をする機会をできるだけ設け、保育に生かすとともに子育ての相談相手となっている
 - ③事故、問題などが起きた場合の保護者への説明、対応が迅速的確である
- (3) 地域との関係
(評価に当たっての考慮次項の例)
- ①機会をとらえて地域の人に幼稚園を理解してもらうよう努力している
 - ②地域の行事などに積極的に参加しようとする姿勢がある
 - ③地域の人材、施設、自然などを保育に組み入れようという意識を持っている
- (4) 園務
(評価に当たっての考慮次項の例)
- ①全体の運営方針・目標を把握し、職務全般に反映させている
 - ②園の運営について自分のこととして常に考え、職員会議等においても建設的な発言をする
 - ③必要に応じて園長などにきちんと報告、連絡、相談を行う
- (5) 向上心
(評価に当たっての考慮次項の例)
- ①自分の保育の評価を的確に行い、改善を図っている
 - ②園など職場が用意した研修機会に積極的に参加し資質向上に努めている
 - ③自主的に園外の研修等に参加し、研修成果を実践に生かしている

【留意点】

- (1) 10年経験者研修の具体的な研修内容には、「教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について」(平成14年8月8日付文部科学事務次官通知)で示したイメージ案のとおり幼児の指導等に関する研修が含まれることを想定しており、それらに関する評価項目も定められるものと考えているが、具体的な評価項目の定め方(項目の分け方、種類、詳細さ等)については、前記1及び2にあるものも参考としつつ、各研修実施者において、各々の実施する10年経験者研修の具体的な内容・方法等を踏まえて検討されたいと考えていること。
- (2) 各評価項目の評価については、その評価結果を具体的な研修内容・方法に活用することを想定して、各任命権者において検討されたいこと。なお、参考として示すならば、
- 1 在職期間が10年を経過した教諭に求められる最低限の程度を満たしていない
 - 2 在職期間が10年を経過した教諭に求められる最低限の程度を満たしている
 - 3 在職期間が10年を経過した教諭に求められる一般的な程度を十分に満たしている

- 4 在職期間が10年を経過した教諭に求められる程度以上に、優れている等に分けることが考えられること。
- (3) (2)の評価方法による評価を行うとともに、各評価項目に関連して、伸ばすべき優れた点や改善すべき点など、10年経験者研修を実施する上で留意すべき事項を記入する欄を設けることも考えられること。

II 適性の評価について

個々の教員の能力、適性等に応じて実施するという10年経験者研修の趣旨に鑑み、評価項目にとらわれず得意分野として伸ばすべき特に優れた指導力等を有する分野等を記入する欄を設けることが考えられる。

III 研修履歴等の経験等の評価について

過去の研修履歴や、それまで勤務した幼稚園における勤務経験その他、10年経験者研修を実施する上で、留意すべき事項を記入する欄を設けることが考えられる。

3. 考察

- ①幼稚園は一般的に、教育に関する研修は園内・園外ともに充実している。それは研修時間が確保されていること、研修システムが整備されていること、及びその範囲と方法が明確なことに拠ろう。文科省は「教員の資質向上」に関する委員会を持ち、経験年数に応じた研修体系を明確にしている。また市町村の教育委員会に指導主事を置き、公立幼稚園を中心にスーパービジョンを行っている。特にカリキュラムの検討や事例検討が多く行われ、教育実践に関する専門性が積み重ねられている。
- ②ただし園による格差があり、先の中央教育審議会答申でも、今後は都道府県教育委員会等が主催する研修に私立幼稚園教諭の参加や参画を促進する必要があるとしている。
- ③研修の実効性を高めるためには、システム構築にとどまらず、当事者がいかに主体的に研修に参加・参画できるかが問われるところである。
- ④また指導主事は必ずしも幼稚園教育の専門家ではなく、学校教育の専門家である場合も少なくないことから、幼稚園の実践へのスーパービジョンとしては課題もある。今後は、保育の経験を積んだ人材を指導者としていくシステムが求められよう。
- 〈保育所〉
- ⑤保育所では、幅広い内容の研修が組まれている。保育内容に加えて、養護・乳児保育・障害児保育・保健医療・安全・子育て支援に関して、経験年数に応じた多様なレベルの研修が組まれている。保育所に求められる機能の拡大にともなって、研修内容も拡充してきている。また監査での指導によって、全般的に研修が

促進されている。

- ⑥各保育団体が経験年数に応じた各種研修を全国的に展開しており、研修体系が整備されている。例えば、初任者研修、主任保育士研修や経験に応じた各種の保育所長研修がある。国は保育団体に研修を委託している。
- ⑦研修主体が明確でない点と、研修担当者が必ずしも保育所の経験や研修に関する専門性を持たないことが課題である。またそれらの研修が職位や資格のステップアップにつながらないことが、意欲や社会的認知を高める上での課題となっている。
- ⑧臨床心理士や介護福祉士などの他職種をみると、職能団体や学会が積極的に研修に取り組んでいる。それらに比べると保育士のこれらによる研修は少ないといえよう。
- ⑨保育士研修のワークショップ形式の研修が増えていることが近年の特徴であり、このような研修方法・内容の向上が、参加者の意欲や研修効果を高めている。
- ⑩保育所は機能・規制緩和の拡大、これとともになう非常勤職員の増加や費用の節減によって、研修時間の確保が難しい現状にある。研修が充実するための前提として、これを行うことができる条件整備が求められる。
- 〈幼保一体化施設〉
- ⑪保育・教育・子育て支援を統合した機能を持つ施設では、保育所担当者が保育所研修、幼稚園担当者が幼稚園研修を受けることが多い。施設全体としては、自ずと双方の内容に刺激をうけている。
- ⑫その結果として、職員が融合して互いに良い影響を及ぼす場合がある。一方で研修によってそれぞれの文化の違いが明確になりこれに固執すると対決が生じることもある。

⑬現状では保育所と幼稚園を利用している間を確保する。

家庭の生活スタイルや意識には差異がある。両者が出会う一体化施設は、地域生活の融和と安定に有意の影響を与える場となりうる。ただし先の職員同士の関係にもみられるように、文化の違う者同士の出会いが自ずと良い結果を生み出すとは限らず、両者の融合には施設による細やかな援助が必要である。この点から、一体化施設の職員の研修には、このような保護者同士の関係をいかに形成する力を培うかという、親支援の内容を組み込むことが不可欠である。

⑭一体化施設は教育委員会が所管するケースが増えているが、この場合、保育所サイドからの助言を得られにくいことが課題である。一体化施設の研修では、保育所と幼稚園のそれぞれの経験者や専門家が協力して研修に参加することが望まれる。

⑮保育・教育・子育て支援を統合した機能を持つ施設における研修についての今後の課題として、第一に、職員が公平に研修を受けられるように、勤務内容や研修の方法を工夫することが挙げられる。第二に両研修の内容を意図的にミックスしていく。例えば以下のことが考えられよう。

- ・一人一人が双方の研修内容を受けられるように研修や担当のローテーションを組み合わせる。
- ・研修報告を全体で行うなど。
- ・保育実践に関するインフォーマルな会話を、意図的に活用して、実践検討の場とする。
- ・業務の分担や見直しを行ない、限られた時間を有効に活用する。
- ・在宅で子育てをしている親子のための園庭開放等を工夫し、母親やボランティアを活用することによって、職員の研修時

IV. 結語

1. 考察

- ①従来のように対象や専門性を細分化した“点”としての支援では、制度の網の目からこぼれ落ちる子どもと家庭がある。全ての子どもと家庭への支援を展開するには、保育・教育・子育て支援を統合して地域を網羅した取り組みを実施することが効果的である。
- ②海外の取り組み、特にイギリスのシャースタート施策をみると、質の高い教育・保育を提供し、さらにここを拠点として家庭と地域に対して多彩で専門性の高い支援を行なうことは、全ての子どもと家庭を網羅し、地域を対象とした支援を行う上で有効である。このような統合した機能を持つ施設は利用者層も幅広く、ここが拠点となって地域のインクルージョンも進展する。
- ③保育・教育・子育て支援を統合した施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが乳幼児期から学童期にかけて安心して過ごすことができる地域の拠点となることが求められる。ショートステイや宿泊サービス・学童保育等の多様な子育て支援サービスや、コミュニケーション・エンパワメント・教育・治療等多様な親支援のプログラムを含む多機能型施設とし、家庭や地域に対する目配りがなされることが望まれる。
- ④このように多様な機能を統合するセンターには、“多様性”と“専門性”的両者を確保しなければならない。このために、教育・福祉・保健医療等の幅広い分野から多様な専門職を集め、チームを組むことが必要である。
- ⑤すなわち、それぞれの専門職の役割を明確にして、各プログラムの目的に応じて専門職を組み合わせて効果的に活用すること、そのためのコーディネーターが不可欠である。
- ⑥さらに保育・教育・子育て支援を統合化した施設は施設内で自己完結せずに、地域社会資源との連携を展開することによってその機能を高めることが重要である。このためには地域住民も含めたネットワークを形成し、コーディネートしていく力量を持つソーシャルワーカーが不可欠である。

2. 1年目の達成度について

1年目（平成16年度）は、国内の保育者養成と研修に関して、その現状と動向について検討を行なった。同時に海外の取り組みについても情報を収集した。結果として下記のような多彩な専門性を担保するための要件を得ることができ、2年目の提言内容を検討する上での仮説が得られたことは大きい。

すなわち、保育（保育士）・教育（幼稚園教諭）・福祉（社会福祉士）の各種専門職が持つ専門性をさらに強化していくことが必要である。このためには養成教育課程の再編、特に児童福祉施設職員とは豊かな人間性を通して対人援助を行う者であることを考えると、実習・演習を中心とした新たなカリキュラムが構築されねばならない。さらに現任研修や大学院教育も視野に入れたリカレント教育でステップアップを促進していくためには、二年間養成教育課程のみの現行保育士資格について新たな資格を検討することが必要とされる。これは専門性の具体的な指標と当事者の意欲、社会的認知を高めるために不可欠である。その上で特に二年間養成の保育士と幼稚園教育の養成教育課程には、一体化も視野に入れた整合性の検討が望まれる。このようにして保育・教育・ソーシャルワークの各専門性の向上と総合化を図ることが求められる。

〈分担執筆〉

- 金子恵美 A. 研究の目的
B. 研究の方法
C. 研究の結果及び考察
 I 養成教育課程に関する研究
 II 海外の動向
 IV 結語
- 増田まゆみ C-III-1 保育士研修の現状と課題)
- 三谷大紀 C-III-2 幼稚園教員研修の現状と課題)

(資料) 研究組織図

【主任研究者】 金子恵美 (日本社会事業大学)

【分担研究者】 石井哲夫 (社会福祉法人嬉泉)

森上史朗 (子どもと保育総合研究所)

増田まゆみ (目白大学)

【研究協力者】 三谷大紀 (青山学院大学大学院)

高辻千恵 (東京大学大学院)

〈研究成果の発表〉

日本保育学会研究大会自主シンポジウム、

就学前児童の保育・教育と家庭支援を担う専門職のあり方を問う

～幼保合同保育に関する継続研究の成果を踏まえて～、

平成17年5月22日

II. 参考資料（1）

日本保育学会自主シンポジウム

就学前児童の保育・教育と家庭支援を担う専門職のあり方を問う

～幼保合同保育に関する継続研究の成果を踏まえて～

2005年5月22日

日本保育学会自主シンポジウム

就学前児童の保育・教育と家庭支援を担う専門職のあり方を問う

～幼保合同保育に関する継続研究の成果を踏まえて～

2005年5月22日

企画者	:	石井哲夫	(社会福祉法人嬉泉)	増田まゆみ	(目白大学)
進行	:	増田まゆみ	(目白大学)		
話題提供	:	石井哲夫	(社会福祉法人嬉泉)	柏女 靈峰	(淑徳大学)
		神長美津子	(東京成徳大学)	金子 恵美	(日本社会事業大学)
		増田まゆみ	(目白大学)		
指定討論者	:	森上 史朗	(子どもと保育総合研究所)		

企画趣旨・課題

急激な少子高齢化が進み、子育ちと子育ての環境が大きく変化する中で、子どもを健やかに産み育てるための“次世代育成支援施策”的強化が社会の重要課題とされている。保護者が就労している、いないを問わず全ての家庭における子育てを社会全体で支援することが求められている。今後、就学前の子どもの保育・教育さらに家庭支援は、従来の保育所・幼稚園に限定せず、育児センターや子育て広場等地域の様々な施設・組織、また、平成17年度試行される「総合施設～就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」等がその機能を果たしていくことになる。総合施設をどのようにしていくかの論議に保育関係者が注目している今日、育児機能の低下と子育て環境が大きく変容している状況下で、あらためて日本社会における就学前の子育ちと子育てのあり方、保育・教育・家庭支援のあり方の基本を幼保の枠を超えて考えることが重要である。

本シンポジウムメンバーの内4名は、これまで継続して保育所と幼稚園の合同保育に関する研究を行い、子どもの最善の利益を尊重するという視点から、そこで必要とされる保育・教育・子育て支援機能について、提言を行ってきた。

この経過において、保育所と幼稚園という異なる文化の中で育まれてきた専門性の違いに着目し、次世代育成支援には新たに総合的な専門性の育成を図ることが不可欠と考えている。

本シンポジウムではこれまでの合同保育における研究成果を基盤として、就学前の児童の保育・教育・家庭支援を担う人に必要とされる専門性と、その養成教育課程、あるいは現任研修について、検討するために企画した。すなわち、保育士、幼稚園教諭、社会福祉士等それぞれの養成教育課程に関する検討にとどまらず、次世代育成支援に必要とされる新たな保育・教育・ソーシャルワーク機能を有する総合的な専門職の人材養成及び現任研修等を検討し、今後の方針について論じ合う場としたい。

石井氏からは「就学前の保育・教育・家庭支援の基本的考え方と保育士養成を含め福祉・保育の専門職のあり方についての総論」を、柏女氏からは児童福祉の立場から、また山口氏からは幼児教育の立場から、「最近の審議会での動向や法・制度改革の動向を踏まえて、次世代育成支援の視点も含め就学前の児童の保育・教育・家庭支援を担う職員の質・専門性・資格等に関しての提言」を、増田と金子氏からは、「合同保育に関する国内及びイギリスの調査研究の結果を踏まえて、子どもの情緒の安定、人間関係、発達等に影響を与える保育方法・内容、保育者の援助等を具体的に示し、専門職の在り方への提言」を基に、森上氏の指定討論により論議を深めていきたい。

従来の保育所・幼稚園という枠組みを超えた、多様な取り組みがスタートしている今、保育・教育の捉え方を明確にし、就学前児童の家庭支援を包含して保育・教育を担う専門職に求められるものとは何かを見出し、養成・資格など今後の課題を明らかにしていきたい。

保育学会シンポジウム 2005年

増田 論文集にもございますように、今日シンポジストにお願いをしておりました岡山大学の山口先生が、先日突然ご逝去なさいました。皆様とご一緒に悔やみを申し上げたいと思います。その山口先生に替わりまして、3月まで文科省にいらっしゃいました、東京成徳大学の神長先生にお引き受けいただきました。

今回自主シンポジウム、企画の要旨は論文集にも書いてございます。皆様方も24年間連続して出生率が低下し、当然のことながら全人口に占める子どもの割合も低下し続けている状況に危機感をお持ちだと思います。そういう中での子育て支援、そして就学前の保育・教育のあり方が大きな課題であるという認識が大変強いと思います。こうした危機意識があるなかでヨーロッパの諸国の中では、例えばフランスが出生率が上昇しているということからフランスへの関心が高まっています。

これは（パワーポイント）合同保育の研究のなかで、金子先生と一緒にフランスのある施設を訪問した時の写真です。その保育環境は大変素晴らしいものでした。5年間の教育を受けた専門性の高い保育者が一人一人の子どもを大切にした保育、非常に創造的な保育活動が展開されていました。しかし、ではすべてがいいのかと考えますと、たとえば置かれていたその日の長時間保育を受ける子どものおやつのリュックが、雑で食べる物を大切にしていない、という状況が見られました。保育活動でのきめ細やかな配慮と大きく異なるのです。食事や長時間の保育のところはいわゆる教諭ではない、生活の世話をする人として保育をする。教育と生活の部分とでは担当する方が全く異なるという状況が見られました。したがって諸外国に学び、取り入れていくことは大切ですが、日本で、日本の実態に合ったシステムをこれから構築していく必要があるのではないか、ということです。平成17年から次世代育成支援対策推進法の基に、各地域で行動計画が実施されています。そういうなかで総合施設の問題が提起され、ますます就学前の子どもたちへの関わり、そして家庭支援も担うその職員の専門性とは何か、またその養成、研修のあり方はどうかということを検討することが必須であろうと思われます。平成17年は、いろいろな課題がありますが、就学前児童の保育・教育、家庭支援の再構築のスタートの年である。そのことを幼保二元化のなかで、それぞれ異なる文化のなかで育まれてきた専門性について、過去の実績と課題をきちんと整理しながら、今後に向けていろいろな意見を出し合っていくということが大事である、こういう考え方とともに今回のシンポジウムを開催させていただきました。

それではさっそく石井先生から話題提供として、保育士養成を含め、福祉保育の専門職のあり方ということでお話をいただきます。

石井 私は保育士養成を含め、福祉保育の専門職のあり方ということに焦点を当ててお話をしたいと思います。大変大きな題ですので、話も大きくなりますが、今の子育てで何が問題になってきているかということを考えると、やはりそこに学問的

な基盤というものが確立しているとはいいがたいということがあります。いま私は、保育士試験の責任をもっておりますが、保育に関する学問の内容というものをあらためて考えてみると、どうもそこで皆さんのが合意を得た考え方というものがなかなか見出しがたいのです。

一つは幼稚園の教育要領と保育所保育指針、これを改訂し続けていくなかで合意が出てくるものだと思っています。私が二度にわたる保育指針の改訂のなかで、どうしてもそこで触れられなかったことは、私たちが今、どういう立場に置かれているかという、日本という国この社会というものについての客観的な理解というもので、これを進めていくことが基本だと思っております。それは国際的な観点、それは外国の研究というものはやっぱり掘り下げないといけないわけで、フランスでは少子化傾向をくい止めたといっているけれども、未婚の母親の出産を認めているということから増えてきていることもありますし、アメリカの場合には、いわゆる多民族の流入ということによってくい止めているという、そういう国際比較研究というのはかなりなかに入り込んでみないとわからないこともあるだろうと思います。

もう一つは歴史的な視点で、やはり戦争に関する体験者がだんだん減ってきましたが、戦争が何をもたらしたか、ということをきちっとしませんと、国際的にも通用しません。これから子育てに関わる価値観の問題というのは、おそらく大変重要だと思うのです。どういう国民で、どういう国を創るか、という姿勢というものが、保育のなかにきちんとあるのかどうか、ということが問われるだろうというふうに思っています。

そういうところを踏まえながらレジメにも書きましたけれども、親でもない人が職として保育を選んでいるということ、しかもそれは未婚である若い人たちが保育士になって、それを児童福祉法では子どもの保育だけではなくて、保護者への保育に関わる指導というところまで求めるというのは大変厳しいということはあろうかと思います。そのためにはその保育システムというものをどうするかということになります。将来、保育所というような施設保育が、ただそこに子どもを家庭から避難させるとか、隔離するというような意味だけではなくて、家庭で不足している養育の補完というものを行なう社会的な使命をもった機関になると想え、しかもそれは個人個人の仕事ではなくて、まさに組織という、集団のなかで子どもを育てるわけですから、その保育士も集団になります。その組織というなかでの専門性というふうに理解をしなければならないわけですが、残念ながら行政はそれを理解をしておりません。その点では私はその専門性というものをきちんと実践のなかで力を発揮させるようなものとしていかなければならぬと思っています。その基盤に当然ながら保育学という学問がなければいけないです。そこで特に大事なことは、保育というのは実践の学ですから、実践での保育実習というものをベースにして、そこから演習、さらには制度政策論というものに及んでいく各論、総論というような構成を、もう一度見直していかなければならないのではないか、ということを痛感しています。今のようないろんな科目を寄せ集めて、それを学生に自己形成の材料として独自で自己形成しなさい、

という大学教育をそのままそこに写し出している状態では、保育という実践を進めていく上では不十分ではないか。もう少しそういう点で実学であるという認識をもった、実習をベースに置いた教育というものの展開を考えるべきではないかと考えております。

そんなことで第三者評価の話があったときに、私は特に行政の人に申し上げたのは、日本の第三者評価というものは、認可保育所を中心にしてまず行なうということ。それはいわゆる法律に基づいた保育のあり方というものをきちっとさせる基になるということと、評価というものは相対的であって、決して客観的に決められるものでない。そういう点では方向性をもった評価でなければならないだろう。こういう考え方で基本的な姿勢としては、各保育所が今まで考えてきた特性というものを尊重して、それを進めるという方向で評価をするという必要性があるのではないか、ということを通してきました。残念ながら今新たに再編成の時期を迎えておりまして、全国社会福祉協議会で統一性をもった評価基準をつくっておりますけれども、私はこの姿勢を変わらずに主張しているつもりです。

ここでお話しすることは、その保育士の専門性というのは、結局親と共に子どもを育てていく、同時に、今言った社会的な活動というのも合わせて展開していくということです。当然親と共同していくという姿勢のなかに、親におもねつたり、親のいう通りになるというサービス、という捉え方をしてはならない。そういう捉え方が多くなってきていますから、そういう点で自由契約的な保育については疑問を感じております。したがって措置制度がなくなってきた上においても、市区町村の責任において保育を委託する限りにおいて、当然そこでは親の選択だけではなくて、行政の支援ということも必要になってくるわけであります。行政が少なくとも地域の保育経営の一つの核になり、そこに協力することが公私立を問わない保育所の使命であり、それを運営していく上の専門性というものを担うのが保育士であり幼稚園教諭であるというふうに考えるわけです。

私の場合、いま保育所の方に引き寄せて話しておりますけれども、保育所の保育ということを考える場合に、あとで柏女先生も話してくださいと思思いますけれども、児童福祉法という社会福祉の分野のなかでの保育であって、まさに保育所は児童福祉施設である、という定義なんです。保育所は地域の児童福祉の仕事をしているという認識をもって、特に子育て支援というようなものが課せられてきている今日においては、なお一層その認識をもった地域活動の展開というものをしなければならないわけです。幼稚園の先生になった方が、現場はいろいろな重圧感があって大変だとおっしゃる、その通りなんです。ただここで問題にするのは、私たちが行なわなければ誰がそうしたことを行なうかという点です。その辺で私はあえてそういう認識だけは持ってほしいと思って降ります。子育て支援ということを保育所が受けるということの重要性を述べたわけであります。

そのことを私自身は保育ソーシャルワークという言葉で言っています。ソーシャルワークというのは一人の子どもの成長、発達、援助というものに止まらずに、その地域の生活の状況というものに目配りをして、それに対して子どもの生活を支援していくという役割を持つ、そういう内容がある。幅の広いそういう考え方

を打ち出したわけです。最近になってやっとそれが認められて、社会福祉士養成施設協議会とか、社会福祉教育協議会では、全国保育士養成協議会の会長も理事として受け入れるということで、社会福祉の範囲内で保育所が地域福祉を担っているという認識をもってくれるようになったわけです。かつては保育所は保育だけやっていればいいと、地域の福祉はソーシャルワーカーがやる、担うといつていきましたが、それは実態のない考え方であります。保育相談を打ち出したときも、相談所関係の方は保育士が相談をするなんてけしからんと、出来るはずがない、というようなことを言わされましたけれども、私は子どもを身近において、そこに関わって経験を積んでいる者が、親と一緒にになって子どものことを考え合うというのが相談なんですから、当然子どもに関しては相談能力ありと考えておりますし、先ほどの考え方からいいますと、いわゆる保育所がそうした専門家の集団として機能するときには、そういう相談機能も整えられるようなスーパービジョン体制を内部でとる必要があるだろうということも主張してきたわけであります。今は当然そういうこともするということが認められてきたわけでありますけれども、別にソーシャルワーカーとか相談者とか、カウンセラーはいなくても、そこに独自の親の相談相手としての保育士の存在というものは非常に重要であります。特にいま若い親を支えている地域性、あるいは親戚関係というものは大変弱くなってしまっている。今までたいていは働くお母さんは、おばあちゃんに依存していたといつてもいいぐらいです。あるいは隣近所の人いろいろ支えられてきたというその地域性とか、三世代相続性といいますか、そうしたもののが弱体化されてきたときに、社会のシステムとしての子育てを支援する保育所、あるいは幼稚園の存在というものが非常に重要視されるようになってきたわけです。ですから、そこで働く保育士たちにとっては、搖るぎない日本の社会の子育ての基盤を持つ考え方というものを、そこに根づかせていく。親も頼りになるようなそういう保育施設というものが存在する。そしてそれが地域の行政との関係において、他の子育てのいろいろな機能、ベビーシッターとか、そういう小さな共同保育グループというのがありますけれども、そういう人たちとの関わりを深めながら、いろんな形で存在して、交流を深めて、家庭を支援していく、子育てを支援していくということになるとよいと思います。

専門性というのはどういうことかということを突き詰めていきますと、人間理解なんですね。人間理解の多様性というものと、それから援助の方向性というものをきちっとさせるということだろうと思います。その多様性というものを理解するためには、障害児とか、あるいはいろいろな年代の人たち、いろんな仕事をしている人たちの交流がきわめて必要で、そうした交流経験がないと非常に偏った専門性ということにならざるを得ないんではないかと、私は心配しております。教育の専門性ということで神長先生がお話になると思いますけれども、たとえば特別支援教育と結びつくような幼稚園教育とか保育所の保育というものはどういうものか、ということを考える機会も必要ではないかということも付け加えておきたいと思います。私はかつて障害児保育こそ保育の基盤であるということを時の厚生省の課長にお話したことがありまして、その考え方はいまも変わっており